

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第28号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和45年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の議員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員条例の規定による報酬の内払とみなす。

(令和4年12月22日揭示済み)

草津市職員の降給に関する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第29号

草津市職員の降給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項および第28条第3項の規定に基づき、職員(草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第3条の給料表(以下「給料表」という。)のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。)の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)および降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)ならびに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の行動評価または業績評価の実施権者による確認が行われた人事評価(地方公務員法第23条の人事評価をいう。以下同じ。)の結果が最下位の段階である場合(次条において「定期評価の人事評価が最下位の段階である場合」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がそ

の職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（アおよびイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合  
(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるの

は、「ならびに草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(準用)

4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

(令和4年12月22日揭示済み)

草津市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第30号

草津市手数料条例等の一部を改正する条例  
(草津市手数料条例の一部改正)

第1条 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7項の表中「処分単価」を「手数料」に、「170円」を「210円」に改める。

別表第16項第1号アの表中

8,600円	8,900円
22,000円	22,000円
45,000円	44,000円
90,000円	89,000円
140,000円	130,000円
180,000円	180,000円
230,000円	220,000円
320,000円	310,000円

」を  
改め、同号イの表中  
」に

130,000円	120,000円
210,000円	200,000円
280,000円	280,000円
350,000円	350,000円
500,000円	490,000円

」を」に  
改め、同号ウの表中

90,000円	89,000円
140,000円	130,000円
200,000円	200,000円
270,000円	270,000円
410,000円	400,000円
530,000円	520,000円
690,000円	680,000円
910,000円	900,000円

」を」に  
改め、同項第2号中「910,000円」を「900,000円」に  
改め、同項第5号の表中

6,800円	6,700円
18,000円	18,000円
38,000円	38,000円
68,000円	67,000円
95,000円	93,000円

」を」に  
改め、同項第7号中「450円」を「430円」に改める。

別表第43項中「350円」を「300円」に改める。

(草津市立図書館設置条例の一部改正)

第2条 草津市立図書館設置条例(昭和58年草津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

円	円	円
700	1,400	2,100
1,000	2,000	3,000
3,100	6,100	9,200

円	円	円
600	1,300	1,900
900	1,800	2,700
2,800	5,500	8,300

」を

」に

改める。

(草津市立教育集会所設置条例の一部改正)

第3条 草津市立教育集会所設置条例(昭和47年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
1,100円	1,500円	2,000円	2,600円	3,500円	4,600円
400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

」を

300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円
300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

」に

改める。

(草津市立隣保館条例の一部改正)

第4条 草津市立隣保館条例(昭和46年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
1,100円	1,500円	2,000円	2,600円	3,500円	4,600円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円	4,900円

」を

300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円
500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
200円	300円	400円	500円	700円	900円
1,000円	1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円

」に

改める。

(草津市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第5条 草津市立障害者福祉センター条例(平成18年草津市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表中

「

1人1回につき210円
1人1回につき210円
1人1回につき430円
1時間につき530円

」を

「

1人1回につき220円
1人1回につき220円
1人1回につき450円
1時間につき550円

」に

改める。

(草津市営火葬場条例の一部改正)

第6条 草津市営火葬場条例(昭和55年草津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
10,000	69,000
8,600	58,000
5,500	21,000
5,500	21,000

「

円	円
11,000	76,000
9,500	64,000
6,100	23,000
6,100	23,000

」を

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第16項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の草津市立図書館設置条例の規定、第3条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定および第4条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第6条の規定による改正後の草津市営火葬場条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料に

ついては、なお従前の例による。

(令和4年12月22日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第31号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第8項の表中

「

焼却ごみ類	市指定ごみ袋1袋分につき110円。ただし、
プラスチック製容器類	市長が定める袋分まで
ペットボトル類	は無料

」を

「

	市指定焼却ごみ類ごみ袋10袋分につき
焼却ごみ類	45リットル 150円 30リットル 100円 15リットル 50円
プラスチック製容器類	市指定プラスチック製ごみ袋10袋分につき150円。ただし、市長が定める袋分までは無料
ペットボトル類	市指定ペットボトル類ごみ袋10袋分につき150円。ただし、市長が定める袋分までは無料

」に

改める。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(令和4年12月22日揭示済み)

草津市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第32号

草津市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例

草津市健康づくり推進協議会設置条例（昭和56年草津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に定める健康増進計画、食育基本法（平成17年法律第63号）に定める食育推進計画および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める特定健康診査等実施計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関すること。

第5条および第6条を削り、第7条を第5条とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の草津市健康づくり推進協議会設置条例第1条の規定により設置された草津市健康づくり推進協議会は、改正後の草津市健康づくり推進協議会設置条例第1条の規定により設置する草津市健康づくり推進協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

（草津市附属機関設置条例の一部改正）

- 3 草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市食育推進計画策定委員会の項および草津市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定委員会の項を削る。

（令和4年12月22日揭示済み）

# 規 則

草津市ふるさと寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第46号

草津市ふるさと寄附条例施行規則の一部を改正する規則

草津市ふるさと寄附条例施行規則（平成20年草津市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

別記様式第1号中

「  
①希望する  
 性 別  
男 女  
 生年月日  
明治 大正 昭和 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
②希望しない  
 」を

「  
①希望する  
 生年月日  
明治 大正 昭和 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
②希望しない  
 」に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年12月19日揭示済み）

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月19日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第47号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正

する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年12月19日揭示済み）

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第48号

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草津市規則第12号の2）の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中「100分の95以上100分の190以下」を「100分の105以上100分の210以下」に改め、同項第2号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第3号中「100分の86以上100分の95未満」を「100分の96以上100分の105未満」に改め、同項第4号中「100分の86未満」を「100分の96未満」に改める。

第2条 草津市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中「100分の105以上100分の210以下」を「100分の100以上100分の200以下」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第3号中「100分の96以上100分の105未満」を「100分の91以上100分の100未満」に改め、同項第4号中「100分の96未満」を「100分の91未満」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第

2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する規則の規定は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年草津市条例第26号）の公布の日において在職している職員について令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月22日揭示済み）

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第49号

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和40年草津市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条第1号関係）

技能職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	140,000	281,000
2	141,000	282,900
3	142,000	284,500
4	143,000	286,200
5	143,800	287,900
6	144,800	289,400
7	145,800	290,600
8	146,900	291,800
9	147,700	293,300
10	148,300	295,100
11	148,900	296,800
12	149,400	298,600
13	150,100	300,000

14	151,200	301,700
15	152,400	303,300
16	153,500	304,800
17	154,600	306,300
18	155,700	307,900
19	156,800	309,500
20	157,900	311,200
21	158,900	312,200
22	160,300	313,600
23	161,600	315,000
24	162,900	316,500
25	164,100	317,600
26	165,600	319,100
27	167,100	320,500
28	168,700	321,900
29	169,800	323,500
30	171,200	324,700
31	172,600	326,000
32	174,000	327,200
33	175,300	328,300
34	177,800	329,200
35	180,300	330,300
36	182,800	331,400
37	185,200	332,500
38	186,900	333,600
39	188,500	334,600
40	190,200	335,600
41	191,700	336,600
42	192,000	337,600
43	192,400	338,600
44	192,800	339,600
45	193,100	340,500
46	193,400	341,500
47	195,200	342,500
48	196,900	343,500
49	198,500	344,400
50	199,900	345,300
51	201,400	346,200
52	202,900	347,000
53	204,200	347,800
54	205,500	348,600
55	206,700	349,400
56	208,000	350,100
57	209,300	350,800
58	210,600	351,600

59	211,900	352,400
60	213,200	353,100
61	219,200	353,800
62	221,000	354,500
63	222,700	355,200
64	224,500	355,900
65	226,100	356,500
66	227,800	357,000
67	229,400	357,500
68	230,900	358,000
69	232,200	358,400
70	233,800	358,900
71	235,400	359,400
72	236,900	359,900
73	237,900	360,400
74	239,400	360,900
75	240,700	361,400
76	241,900	361,900
77	243,100	362,400
78	244,100	362,900
79	245,100	363,400
80	246,100	363,900
81	247,200	364,400
82	250,000	364,900
83	256,800	365,400
84	259,600	365,900
85	262,700	366,400
86	264,400	366,900
87	266,000	367,400
88	267,600	367,900
89	269,400	368,400
90	271,200	368,900
91	272,900	369,400
92	274,600	369,900
93	276,200	370,400
94	277,900	370,900
95	279,700	371,400
96	281,200	371,900
97	282,400	372,400
98	284,100	372,900
99	285,700	373,400
100	287,400	373,900
101	289,000	374,400
102	290,700	374,900
103	292,500	375,400

104	294,300	375,900
105	295,800	376,400
106	297,500	
107	299,000	
108	300,600	
109	302,200	
110	303,900	
111	305,500	
112	307,200	
113	308,100	
114	309,600	
115	311,100	
116	312,700	
117	314,300	
118	315,900	
119	317,500	
120	319,000	
121	320,500	
122	321,700	
123	322,900	
124	324,100	
125	324,800	
126	325,700	
127	326,500	
128	327,300	
129	328,200	

16	150,800
17	151,900
18	153,300
19	154,500
20	155,700
21	156,800
22	158,000
23	159,200
24	160,400
25	161,500
26	163,000
27	164,500
28	166,000
29	167,400
30	168,800
31	170,300
32	171,800
33	173,100
34	174,800
35	176,500
36	178,200
37	179,900
38	181,300
39	183,000
40	184,500
41	185,800
42	187,200
43	188,500
44	189,900
45	191,400
46	192,700
47	194,100
48	195,500
49	196,800
50	198,500
51	199,900
52	201,400
53	202,900
54	204,200
55	205,500
56	206,700
57	208,000
58	209,300
59	210,600
60	211,900

別表第2（第4条第2号関係）

## 労務職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額
1	136,200
2	137,100
3	138,100
4	139,000
5	140,000
6	141,000
7	142,000
8	143,000
9	143,800
10	144,800
11	145,800
12	146,900
13	147,700
14	148,700
15	149,800



61	213,200
62	214,300
63	215,600
64	216,900
65	218,200
66	219,200
67	220,300
68	221,300
69	222,300
70	223,300
71	226,100
72	227,800
73	229,400
74	230,900
75	232,200
76	233,800
77	235,400
78	236,900
79	237,900
80	239,400
81	240,700
82	241,900
83	243,100
84	244,100
85	245,100
86	246,100
87	247,200
88	248,100
89	249,000
90	250,000
91	250,900
92	252,200
93	253,400
94	254,700
95	256,000
96	257,400
97	258,600
98	259,800
99	260,900
100	262,100
101	263,400
102	264,500
103	265,600
104	266,600
105	267,800

106	268,900
107	269,900
108	270,000
109	270,800
110	271,800
111	272,900
112	273,900
113	274,900
114	276,000
115	276,800
116	277,900
117	278,700
118	279,500
119	280,300
120	281,100
121	281,700
122	282,500
123	283,300
124	284,000
125	284,800
126	285,500
127	286,300
128	287,100
129	287,700
130	288,200
131	288,700
132	289,100
133	289,500
134	289,900
135	290,400
136	290,900
137	291,300
138	291,900
139	292,500
140	293,100
141	293,400
142	293,900
143	294,400
144	294,800
145	295,200
146	295,700
147	296,200
148	298,200
149	298,900
150	299,700

151	300,300
152	301,100
153	301,800
154	302,500
155	303,200
156	303,900
157	304,700
158	305,400
159	306,000
160	306,700
161	307,400
162	308,100
163	308,600
164	309,100
165	309,700
166	310,300
167	310,900
168	311,300
169	311,800
170	312,300
171	312,600
172	313,100
173	313,600
174	314,000
175	314,200
176	314,500
177	314,800
178	315,100
179	315,400

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定（以下「改正後の規定」という。）は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年草津市条例第26号）の公布の日において在職している職員について令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規定を適用する場合には、改正前の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(令和4年12月22日揭示済み)

草津市健康づくり推進協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第50号

草津市健康づくり推進協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

草津市健康づくり推進協議会設置条例施行規則（昭和56年草津市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第5条」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年12月22日揭示済み)

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第51号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市食育推進計画策定委員会の項および草津市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定委員会の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年12月22日揭示済み)

## 訓 令

草津市文書規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年12月15日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第10号

草津市文書規程の一部を改正する訓令

草津市文書規程（昭和61年草津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「指名する」の右に「担当」を加える。

第3条第4項第3号中「紙に出力し、当該LGWAN文書の余白に「LGWAN文書」印（別記様式第1号の2）を押し、」を削り、「配布」を「送付」に改め、同条第5項を削る。

第6条第1項各号列記以外の部分中「文書取扱い主任」の右に「または担当者」を、「確認した後」の右に「、文書取扱い責任者の指示を受け」を加え、同項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、文書取扱い責任者からの指示を受けた場合は、文書管理システム（電子計算機を用いて、文書の收受、起案、保存、廃棄その他文書管理に関する事務を処理するシステムをいう。以下同じ。）に所要事項を登録することをもってこれに替えることができる。

第6条第1項第3号中「文書収発簿」を「文書管理システム」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第2号を同項第3号とし、第1号の次に第2号として次の1号を加える。

(2) 新聞、雑誌その他これらに類する文書は、前号に掲げる処理を省略することができる。

第6条第1項第3号の次に第4号として次の1号を加える。

(4) 第1号ただし書の規定により文書管理システムに文書を登録する場合においては、配付文書をスキャナにより読み取ること等により電子化した上で、登録することを基本とする。ただし、文書特性によりスキャナにより読み取ることが困難な文書については、文書管理システムへの登録は、件名等に限り行うものとし、当該登録した文書には、受付印を押印し、文書管理システムで採番した番号を記入するものとする。

第6条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部

分中「文書取扱い責任者は、」を削り、「回付」を「処理」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条各号列記以外の部分中「文書取扱い責任者」を「文書取扱い主任または担当者」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「文書取扱い責任者」を「文書取扱い主任または担当者」に「文書取扱い責任者」を「文書取扱い主任」に改め、同条第2号中「その課名を記入する」を「必要な処理を講じる」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「起案は、」の右に「文書管理システムまたは」を加え、同項第1号中「または文書処理カードで処理できるもの」を削り、同条第3項中「文書」を「文書管理システム」に改め、「添付する」の右に「（文書特性により文書管理システムに添付が困難な場合は、紙で添付する。）」を加える。

第11条第5項中「記入」を「明示」に改める。

第18条第1項中「押し、かつ、契字印で原議と割印する」を「押す」に改める。

第18条の2第2項中「回議書」の右に「（文書管理システムを用いて決裁した場合は、その旨がわかるものに替えることができる。以下次項において同じ。）」を加える。

第19条第2項中「文書取扱主任」を「文書取扱い主任」に改め、同条に次の1項を加える。

7 庁内文書は、原則、電磁的記録を用いて施行することとする。

第20条に次の1項を加える。

2 完結文書は、原則、文書管理システムにて管理しなければならない。

第21条第1項中

「第1種 永久保存	「第1種 永久保存
第2種 10年保存	第2種 20年保存
第3種 5年保存	第3種 10年保存
第4種 3年保存	第4種 5年保存
第5種 1年保存	第5種 3年保存
	第6種 1年保存」に

改める。

第22条第1号中「暦年」を「会計年度」に改め、「会計に関するもの等で」を削り、「会計年度」を「暦年」に改める。

別記様式第1号の2を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第6条第1項第1号関係）

文書処理カード			
保存	受領日	File No.	
処 理 上 の 指 示			
課 長	担当係	係	回答の必要 要・不要
	回覧課		処理期限
係 長	担当者	指示大要	
処 理		処 理 上 の 注 意 事 項	
担 当 者	処理完了 年 月 日	監 覧 者 ・ 合 議 者	
	処理大要		

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第10条第1項関係）

回 議 書			
決裁区分	文書種類	保存	文書番号
起案		起案者	公印使用承認
決裁 施行	補職名 氏 名	( )	
<施行予定日>	所属長 確 認	指 示 事 項 ・ 合 議 者 意 見	
<input type="checkbox"/> 決裁日			
<input type="checkbox"/> 議会（議決・説明）後（ 年 月 日）			
<input type="checkbox"/> その他（ 年 月 日）			
【理由：  】			
次のことについて決裁をお願いします。			
標 題			

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第23条関係）

ファイル管理票（文書保存票）			
製法	原典	記録媒体記録	
保存場所			
発注		発案	
消長		保存	
大分類	中分類	小分類	継号

付 則

（施行期日）

- この訓令は、令和4年12月15日から施行する。  
（様式に関する経過措置）
- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の草津市文書規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

（令和4年12月15日揭示済み）

告 示

草津市告示第324号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年12月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第9条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

付 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

（令和4年12月2日揭示済み）

草津市告示第325号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月5日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年12月12日に送達があったものとみなす。

令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書

公示送達

発送先宛名	発送先住所
山本 初太郎	滋賀県草津市南笠町1443番地1
久保田 喜三郎	京都府京都市伏見区向島中島町78番地の15
長目 光	大阪府大阪市西区九条南四丁目15番6号
山元 千太郎	滋賀県草津市下笠町
井上 辰之助	滋賀県草津市下笠町
有限会社 東海住建	滋賀県草津市大路二丁目1番41号
株式会社 アースディ	滋賀県草津市馬場町207番地78
株式会社 セコウ	大阪府大阪市北区天神橋二丁目5番25号
栄都開発 株式会社	大阪府大阪市北区末広町17番地
大成開発 株式会社	大阪府大阪市北区西扇町17番地

10件

(令和4年12月5日揭示済み)